

フォークリフト荷役技能検定認定1級制度 実施要綱

設定 平成 28 年 6 月 16 日

改正 令和 6 年 5 月 22 日

(趣旨・目的)

- 1 フォークリフト荷役技能検定における 1 級試験合格者に求められる技能の程度と、全国フォークリフト運転競技大会（以下「全国大会」という。）において一定の成績を修めた者の技能の程度との間の整合性を確保するため、フォークリフト荷役技能検定認定1級制度の取扱いを定めることを目的とする。

(対象者)

- 2 全国大会において、競技種目の点検競技が 60 点以上及び運転競技が 360 点以上で、かつ、点検競技及び運転競技の合計点が 560 点以上の成績を修めた者を、当該年度のフォークリフト荷役技能検定1級試験におけるフォークリフト荷役技能検定規程第6条第3項の実技試験合格者（以下「認定1級実技合格者」という。）に認定する。

(認定通知書の交付)

- 3 前項の認定1級実技合格者には、「フォークリフト荷役技能検定1級実技合格者認定通知書」を交付する。

附則

- 1 この実施要綱は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 この実施要綱は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。

フォークリフト荷役技能検定認定1級制度実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨・目的)</p> <p>1 フォークリフト荷役技能検定における1級試験合格者に求められる技能の程度と全国フォークリフト運転競技大会(以下「全国大会」という。)において一定の成績を修めた者の技能の程度との間の整合性を確保するため、フォークリフト荷役技能検定認定1級制度の取扱いを定めることを目的とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(趣旨・目的)</p> <p>1 フォークリフト荷役技能検定<u>制度</u>における1級試験合格者に求められる技能の程度と全国フォークリフト運転競技大会(以下「全国大会」という。)において一定の成績を修めた者の技能の程度との間の整合性を確保するため、フォークリフト荷役技能検定認定1級制度(以下「<u>認定1級制度</u>」という。)を創設し、その取扱いを定めることを目的とする。</p> <p>(第30回までの全国大会出場者の認定1級制度対象者)</p> <p>2 <u>第30回までの全国大会出場者における認定1級制度の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>第30回までの全国大会出場者のうち、陸上貨物運送事業労働災害防止協会(以下「協会本部」という。)において個人別成績を保管している第1回大会から第15回大会までの入賞者(優勝、準優勝、第3位、第4位及び第5位の者)並びに第16回大会から第30回大会までの出場者のうち、競技種目(学科、点検、運転)合計点が900点以上である者</u></p> <p>(2) <u>第3項の交付申請日までの過去5年以内に「フォークリフト運転業務従事者教育」等を受講している者</u></p> <p>(3) <u>現にフォークリフトを使用する荷役作業に従事している者、又は自ら前記荷役作業に従事していないものの指導的立場にある者</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(1級合格証の交付申請)</u></p> <p>3 第2項の認定1級制度の対象者のうち、 1級合格証の交付を希望する者は、<u>全国大出場の推薦を受けた陸上貨物運送事業労働災害防止協会都道府県支部(以下「協会支部」という。)を經由して、協会本部に、第4項の交付手数料を添えて申請するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>(1級合格証の交付手数料)</u></p> <p>4 前項の交付申請の際に収める交付手数料は、<u>3,000円(税別)とする。</u></p>
(削除)	<p><u>(1級合格証の交付)</u></p> <p>5 協会本部は、交付申請者が第2項に定める対象者であることを確認の上、<u>交付申請者に対し、「フォークリフト荷役技能検定規程」第13条の規定により1級合格証を交付するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>(1級合格証の更新及び再交付)</u></p> <p>6 前項で交付した1級合格証の更新及び再交付手続きについては、<u>「フォークリフト荷役技能検定規程」によるものとする。</u></p>
<p>(対象者)</p> <p>2 <u>全国大会において、競技種目の点検競技が60点以上及び運転競技が360点以上で、かつ、点検競技及び運転競技の合計点が560点以上の成績を修めた者を、当該年度のフォークリフト荷役技能検定1級試験におけるフォークリフト荷役技能検定規程第6条第3項の実技試験合格者(以下「認定1級実技合格者」という。)に認定する。</u></p>	<p><u>(第31回以降の全国大会出場者の認定1級実技合格者の対象者)</u></p> <p>7 <u>第31回以降の全国大会出場者については、次のいずれにも該当する者をフォークリフト荷役技能検定1級実技試験合格者(以下「認定1級実技合格者」という。)の対象者とする。</u></p> <p>(1) <u>第31回以降の全国大会出場者のうち、競技種目の点検競技が60点以上及び運転競技が360点以上で、かつ、点検競技及</u></p>

改正後	改正前
<p>(認定通知書の交付)</p> <p>3 前項の認定1級実技合格者には、「フォークリフト荷役技能検定1級実技合格者認定通知書」を交付する。</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p>1 この実施要綱は、平成28年6月16日から施行する。</p> <p>2 この実施要綱は、令和6年5月22日から施行する。</p>	<p>び運転競技の合計点が560点以上である者</p> <p>(2) 大会開催日の過去5年以内に「フォークリフト運転業務従事者教育」を受講している者</p> <p>(3) 現にフォークリフトを使用する荷役作業に従事している者、又は自ら前記荷役作業に従事していないものの指導的立場にある者</p> <p>(受検資格及び試験科目の免除)</p> <p>8 前項の認定1級実技合格者の対象者に係るフォークリフト荷役技能検定1級試験の受験資格及び試験科目の免除については、「フォークリフト荷役技能検定規程」第7条第4項及び第8条によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この実施要綱は、平成28年6月16日から施行する。</p>